

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 46 年 8 月までの期間及び 47 年 3 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について未納との回答を得た。

昭和 48 年の暮れごろに納付案内書が届いたので、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、今なら資格を取得した昭和 39 年 6 月分からの国民年金保険料を納付できるとの説明を受けたため、資格取得日からの未納期間を解消すべく、特例納付及び過年度納付により未納保険料を納付した。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、社会保険庁の記録及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る納付記録が確認できないが、A市には申立人の納付記録が確認できるコンピューター記録がある。

また、申立期間①について、申立人は昭和 48 年暮れごろに国民年金の通知が届いたので、加入手続を行い、資格取得日までさかのぼって、月額 900 円、総額 7 万円ぐらいの保険料をまとめて納付したと主張している。月額 900 円の保険料は、第 2 回特例納付時（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）の月額と一致しており、一括納付したと記憶する 7 万円は、申立人が資格取得日にさかのぼって未納分の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立人の主張に不合理な点はみられない。

一方、申立期間②についての納付金額の記憶は、不明瞭^{りょう}であるが、納付時期は昭和 49 年に入ったころだったと記憶しており、過年度納付が可能な時期となっている。

さらに、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料を完納しているほか、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から38年5月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。20歳となった昭和37年*月に、父が国民年金の加入手続を行った後、納税組合を通じて保険料を納付してくれたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、申立期間を経過した昭和38年7月ごろに払い出されている。

申立人によれば、国民年金保険料をまとめて納付した記憶は無く、納税組合を通じた納付方法によるほかは納付したことは無いとしているが、A町から事情聴取したところ、「納税組合では、現年度分で納付期限が到来していない国民年金保険料のみを集金していた。」としており、申立期間の保険料は2か月分（昭和38年4月分及び同年5月分）を除き、加入手続を行った昭和38年7月の時点では、既に納付期限が到来していることから、納税組合を通じて保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付状況の詳細が不明であるほか、申立期間について保険料を納付したことを裏付ける関連資料は無い。

さらに、申立人は、現在までA町から住民票を異動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も

みられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年11月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。会社を退職した後の昭和43年1月ごろ、A県B町役場で国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて夫婦二人分の保険料を納付したはずである。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B町（現在は、C町）役場で国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付したとしている。C町に照会したところ、申立人が納付していたとする納付組織の昭和43年度分の国民年金保険料徴収台帳が保存されていたが、同台帳では、申立人の氏名及び納付記録は確認できない。

また、C町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和36年4月から40年7月まで納付組織を通じて、保険料を納付していたことが確認できるが、申立期間については、納付済みであることが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を納付組織で納付したとしているが、申立人の夫は申立期間当時、国民年金に未加入で、夫の国民年金手帳記号番号が昭和50年6月以降にD市で払い出された後、同年12月に第2回特例納付により申立期間の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間後の昭和43年12月から48年3月までの

国民年金保険料を、申立人の夫と同様、第2回特例納付により納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 45 年 6 月まで
昭和 44 年 6 月に A 社 B 局（現在は、C 社 D 支社）で臨時雇用員として採用され、45 年 6 月まで勤務したが、その期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、A 社 B 局に申立期間を含む昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで勤務していたことが推認できる。

しかし、C 社 D 支社に臨時雇用員の厚生年金保険の取扱いを確認したところ、「当時、社会保険の適用事務は B 局で行っていたが、実際の適用決定は、現業機関単位の裁量に委ねられていた。保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、勤務状況、雇用期間等を考慮して厚生年金保険への加入を決定していたと思われ、結果として、臨時雇用員については採用と同時に加入させることとしていなかったようである。」としており、B 局の現業機関では臨時雇用員については、必ずしも採用後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

事実、申立人が氏名を挙げている同僚について、臨時雇用員の期間の厚生年金保険の加入状況を確認したが、加入記録は無く、これら同僚から、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

また、A 社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人 E 機構 F 部に確認したところ、「臨時雇用員で退職した場合、就労日数カードにより、勤務経歴を管理しているが、保存年限経過

のため廃棄済である。申立期間の厚生年金保険の加入の有無については、参考となる資料等一切がA社から承継されていないため、確認することができない。」としており、申立人にも給与明細書等は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から 38 年 3 月 21 日まで
② 昭和 38 年 3 月 21 日から 42 年 3 月 21 日まで

A 都道府県内にあった B 社の本社に勤務していた申立期間①及び同社本工場に勤務していた申立期間②については、昭和 42 年 7 月 14 日に脱退手当金が支給されているとのことであったが、請求手続を行ったことは無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、受給した記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所地として申立期間②に勤務していた事業所を退職後に居住していた申立人の夫の実家の住所が記載されており、同裁定請求書は、昭和 42 年 4 月 13 日に申立期間②に勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所へ提出され、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成し、決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 7 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。